

四日市市消防本部訓令第3号

四日市市消防通信規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年2月16日

四日市市消防長 山本良也

四日市市消防通信規程の一部を改正する規程

四日市市消防通信規程（平成10年6月25日消本訓令第17号）の一部を次のように改正する。

四日市市消防通信規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、四日市市警防規程(平成9年四日市市消防本部訓令第2号。以下「警防規程」という。)に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。</p> <p>(2) 指令電話 <u>警防本部(指令班)</u>と署所(消防署、分署及び出張所をいう。以下同じ。)を専用回線で結ぶ電話をいう。</p> <p>(3) 消防電話 本部交換機に付属するもので、<u>警防本部(指令班)</u>、署所を結ぶ電話をいう。</p> <p>(災害通信の種類)</p> <p>第4条 災害通信は、急報、指令、指揮命令、復命及び通報に区分する。</p> <p>2 急報とは、次の各号に掲げる場合に<u>警防本部(指令班)</u>に即報する通信をいう。</p> <p>3 指令とは、<u>警防本部(指令班)</u>が出動指令を伝達する通信をいう。</p> <p>6 通報とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 出動消防部隊又は署所から災害に関する情報を<u>警防本部(指令班)</u>に伝達する通信</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、四日市市警防規程(平成9年四日市市消防本部訓令第2号。以下「警防規程」という。)に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。</p> <p>(2) 指令電話 情報指令課と署所(消防署、分署及び分駐所をいう。以下同じ。)を専用回線で結ぶ電話をいう。</p> <p>(3) 消防電話 本部交換機に付属するもので、情報指令課、署所を結ぶ電話をいう。</p> <p>(災害通信の種類)</p> <p>第4条 災害通信は、急報、指令、指揮命令、復命及び通報に区分する。</p> <p>2 急報とは、次の各号に掲げる場合に情報指令課に即報する通信をいう。</p> <p>3 指令とは、情報指令課が出動指令を伝達する通信をいう。</p> <p>6 通報とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 出動消防部隊又は署所から災害に関する情報を情報指令課に伝達する通信</p>

<p>(2) <u>警防本部（指令班）</u>から災害に関する支援情報、その他の情報を出動消防部隊又は署所に伝達する通信</p> <p>(指令電話の使用)</p> <p>第 5 条 指令電話は、主として<u>警防本部（指令班）</u>から署所に対しての災害通信に使用する。</p> <p>(無線局の開局)</p> <p>第 7 条 基地局は、常時開局するものとする。</p> <p>2 移動局は、次の各号に掲げる場合に開局するものとする。</p> <p>(2) <u>消防電話及び加入電話機能が不能となったとき又は不能となるおそれがあるとき。</u></p> <p>(5) その他<u>警防本部（指令班）</u>の指示又は承認を受けたとき。</p> <p>(無線電話の区分)</p> <p>第 8 条 無線電話の系体区分は、<u>別表 1</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(無線局の呼出名称)</p> <p>第 9 条 <u>無線局（デジタル波）</u>の呼出名称は、<u>別表 2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(無線通信)</p> <p>第 10 条 無線通信にあたる者は、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 他局が既に交信していることが明らかかな場合は、交信してはならない。ただし、急報を発する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 自局の呼出名称を付し、その出所を明</p>	<p>(2) 情報指令課から災害に関する支援情報、その他の情報を出動消防部隊又は署所に伝達する通信</p> <p>(指令電話の使用)</p> <p>第 5 条 指令電話は、主として情報指令課から署所に対しての災害通信に使用する。</p> <p>(無線局の開局)</p> <p>第 7 条 基地局は、常時開局するものとする。</p> <p>2 移動局は、次の各号に掲げる場合に開局するものとする。</p> <p>(2) 有線通信機能が不能となったとき又は不能となるおそれがあるとき。</p> <p>(5) その他情報指令課の指示又は承認を受けたとき。</p> <p>(使用周波数の区分)</p> <p>第 8 条 無線電話の系体は、消防無線及び防災無線とし、使用周波数の区分は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>(無線通信)</p> <p>第 9 条 無線通信にあたる者は、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 他局が既に交信していることが明らかかな場合は、交信してはならない。ただし、急報を発する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 自局の呼出名称を付し、その出所を</p>
--	---

<p>らかにすること。</p> <p>(3) 簡潔な用語を用い、時間の短縮に努めること。</p> <p>2 前条に規定する無線局（デジタル波）の無線通信要領は別に定める。</p> <p>(無線通信の統制)</p> <p>第 11 条 警防本部（指令班）は、通信を円滑に運用するため必要があると認めるときは、無線通信の禁止、抑制その他の措置をとるものとする。</p> <p>(消防部隊の掌握)</p> <p>第 12 条 警防本部（指令班）は、常に消防部隊の状況を掌握し、その運用を効率的に行うよう努めるものとする。</p> <p>(出動指令)</p> <p>第 13 条 警防本部（指令班）は、災害通報を受信したときは、速やかに消防部隊を出動させるものとする。</p> <p>(支援情報の収集管理伝達)</p> <p>第 14 条 警防本部（指令班）は、出動消防部隊の活動が効率的に行われるよう、支援情報の収集、管理及び伝達を行うものとする。</p> <p>(警防本部（指令班）勤務通信員の任務)</p> <p>第 15 条 警防本部（指令班）勤務通信員は、効率的な指令管制業務を実施するため、指令管制装置（管理監視装置、遠隔制御装置を含む）の熟知その他の指令管制業務の実施に関し、必要な事項の掌握に努めるほか、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。</p>	<p>明らかにすること。</p> <p>(3) 簡潔な用語を用い、時間の短縮に努めること。</p> <p>2 前条に規定する使用周波数の無線通信要領は別に定める。</p> <p>(無線通信の統制)</p> <p>第 10 条 情報指令課は、通信を円滑に運用するため必要があると認めるときは、無線通信の禁止、抑制その他の措置をとるものとする。</p> <p>(消防部隊の掌握)</p> <p>第 11 条 情報指令課は、常に消防部隊の状況を掌握し、その運用を効率的に行うよう努めるものとする。</p> <p>(出動指令)</p> <p>第 12 条 情報指令課は、災害通報を受信したときは、速やかに消防部隊を出動させるものとする。</p> <p>(支援情報の収集管理伝達)</p> <p>第 13 条 情報指令課は、出動消防部隊の活動が効率的に行われるよう、支援情報の収集、管理及び伝達を行うものとする。</p> <p>(情報指令課勤務通信員の任務)</p> <p>第 14 条 情報指令課勤務員は、効率的な指令管制業務を実施するため、指令管制装置の熟知その他の指令管制業務の実施に関し、必要な事項の掌握に努めるほか、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。</p>
---	---

<p>(災害情報等の収集伝達)</p> <p>第 16 条 <u>警防本部 (指令班)</u> は、気象、水防、火災、地震等に関する予警報その他の災害に関する情報を収集し、署所、消防部隊及び防災関係機関に伝達するものとする。</p> <p>(署所の情報連絡)</p> <p>第 17 条 署所又は出動消防部隊は、災害に関する情報を積極的に収集して<u>警防本部 (指令班)</u> に通報するとともに、必要に応じ相互に伝達するものとする。</p> <p>(消防通信の記録と保存)</p> <p>第 18 条 <u>消防通信は、情報指令課のシステム内の記録媒体に保存し、その期間を 1 年とする。</u></p> <p>(補足)</p> <p>第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必用な事項は、消防長が別に定める。</p>	<p>(災害情報等の収集伝達)</p> <p>第 15 条 情報指令課は、気象、水防、火災、地震等に関する予警報その他の災害に関する情報を収集し、署所、消防部隊及び防災関係機関に伝達するものとする。</p> <p>(署所の情報連絡)</p> <p>第 16 条 署所又は出動消防部隊は、災害に関する情報を積極的に収集して情報指令課に通報するとともに、必要に応じ相互に伝達するものとする。</p> <p>(補足)</p> <p>第 17 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必用な事項は、消防長が別に定める。</p>
---	---

改正前

別表(第 8 条関係)

区分	ch 呼称	周波数 (MHz)	通信方式	使用所属	用途
消 防 無線	市波	1ch	単信方式	本部・各署所	○第 2 災害出動部隊等に原則として用いる交信
		2ch			○通常業務に用いる交信 ○第 1 災害出動部隊等に原則として用いる交信
	県波	1ch	単信方式	本部・各署所	○県内の消防機

	(共通)					関及び防災ヘリとの交信
	全国波 (共通)	1ch	150.73	単信方式	本部・各署所 各署所限定 移動局	○全国の消防機 関との交信
		2ch	148.75			
		3ch	154.15			
	防災相互波 (共通)		158.35	単信方式	本部限定移 動局	○石油コンビナ ート等防災関係 機関との交信
	救急波	1ch	基地局 送 147.46 受 143.46	複信方式	情報指令課	○救急業務に用 いる交信
			移動局 送 143.46 受 147.46		各署所(港分 署除く)	
	消防団専用波		153.35	単信方式	消防団 消防救急課	○消防団の災害 出動時等に用い る交信
防 災 無 線	防災行政波 (共通)		466.775	単信方式	消防救急課	○防災関係機関 との交信
			(地) 送 262.8125~263.2125 受 271.8125~272.2125 (GHz) (衛)送 14.0~14.4 受 12.44~12.75		消防救急課	

改正後

別表1 (第8条関係)

区 分	種 別	呼 称	周波数名称	用 途
デジタル波	消防救急 (共通波)	統制波 1	統制波 1	○全国の消防機関及び他 県防災ヘリ、ドクターヘ リとの交信
		統制波 2	統制波 2	

		統制波 3	統制波 3	○広域応援又は受援時に限り、県内外の消防機関及び防災ヘリ、ドクターヘリとの交信
		主運用波 1	主運用波 1	
		主運用波 2	主運用波 2	
		主運用波 3	主運用波 3	
		主運用波 4	主運用波 4	
		主運用波 5	主運用波 5	
		主運用波 6	主運用波 6	
		主運用波 7	主運用波 7	
	消防救急 (活動波)	活動波 1	活動波 1	○通常業務、第 1 発災及び第 2 発災以降の災害、救急出動部隊等に原則として用いる交信
		活動波 2	活動波 2	
		活動波 3	活動波 3	
活動波 4		活動波 4		
アナログ波	消防救急 (署活波)	署活波 1	署活波 1	○通常業務、第 1 発災及び第 2 発災以降の災害、救急出動部隊等に活動部隊間が原則として用いる交信
		署活波 2	署活波 2	
		署活波 3	署活波 3	
	分団用 (分団波)	分団波 1	分団波 1	○消防団の災害出動時等に用いる交信

別表 2 (第 9 条関係)

区 分	種 別	無線局区分	周波数名称	呼 出 名 称
消防本部	消防救急 (共通波)	基地局	統制波 1～3 主運用波 1～7	みえきょうつうよっかいち 又はよっかいちしょうぼう
消防本部	消防救急 (活動波)	基地局	活動波 1～4	みえきたしれい
消防本部 消防署	消防救急 (共通波) (活動波)	陸上移動局 可搬型	統制波 1～3 主運用波 1～7 活動波 1～4	よっかいち〇〇201～202
消防本部 消防署	消防救急 (共通波) (活動波)	陸上移動局 卓上型	統制波 1～3 主運用波 1～7 活動波 1～4	よっかいち〇〇200
消防署	消防救急 (共通波) (活動波)	陸上移動局 車載型 携帯型	統制波 1～3 主運用波 1～7 活動波 1～4	よっかいち〇〇△△△

備考

陸上移動局で活動波の可搬型、卓上型、車載型、携帯型の欄の「〇〇」は、本部及び署、分署、出張所名称とし、「△△△」は、車両番号、携帯番号とする。

附則

この規程は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。